山梨県緑が丘スポーツ公園における
 感染拡大予防ガイドライン

【 3密の回避】

- ① 換気設備の設置等(「密閉」の回避)
 - ・一人あたりの必要換気量を確保する。換気設備のある施設については、換気 設備を常時稼働し、必要換気量が確保できない場合は、30分に1回以上、5分 程度、2方向の窓を全開にして、必要換気量を確保する。
- ② 施設内の混雑の緩和(「密集」の回避)
 - ・入場者の制限(体育施設については床面積等に対し一人当たり16㎡、体育施設以外については、床面積等に対し一人当たり3㎡とし、利用人数を制限する)などにより混雑度を管理する。
 - ・滞在時間の制限(1回の利用時間を2時間以内とする)や原則予約制により 同時に多数の人が集まらないようにする。
 - ・大会等の開催にあたっては、以下の条件を満たすもののみ利用を許可する。
 - 1.屋内については、参加人数が100人以下かつ本ガイドラインによる収容定員の半分以下であること。
 - 2. 屋外については、参加人数が200人以下かつ身体的距離を十分に確保できること。

3. 主催者側に本ガイドラインに基づく感染防止対策の提出を求め、感染防止対策を講じる大会等であること。

③ 人と人との距離の確保(「密接」の回避)

- ・最低1m(マスク着用のない場合は2m)の対人距離を確保する。
- ・マスク着用を遵守し、近距離での会話や発声を避ける。
- ·受付窓口は、透明ビニルカーテンで遮蔽する。
- ・ロッカールーム使用の際は、**最低1m(マスク着用のない場合は2m)の**
 距離を確保するため、**一つ置き**で使用する。

【 その他の感染防止対策 】

④ マスクの着用

- ・マスク着用について、**職員が遵守**するとともに、**利用者もマスクを着用**する。
- ・競技中も原則としてマスク着用とするが、体調等によりマスクを着用できない場合は2mの対人距離を確保する。

⑤ 手洗い・手指消毒

- ・職員は定期的に、利用者は入場時に、手指消毒、手洗いを実施する。
- ・入口に消毒液を設置して、利用者の手指消毒を徹底する。
- ・職員は、業務開始時や他者の接触が多い場所に触れた後、トイレの利用後な どには必ず手指を消毒する。

⑥ 体調チェック

- ・職員に対して、出勤前に検温させ、業務開始前に体調確認を行う。

 発熱(例えば平熱より1度以上)や軽度であっても風邪症状(せきやのどの痛みなど)、嘔吐・下痢等の症状がある場合には、出勤を停止する。
- ・入場者に対して、発熱(例えば平熱より1度以上)や軽度であっても風邪症状(せきやのどの痛みなど)、嘔吐・下痢等の症状があれば入場しないように呼びかけるとともに、原則として、事前に検温を行ってもらい、入口で職員が利用者に体調確認を行う。なお、事前に検温を行っていない場合は、その場で検温を行う。体調不良の場合は、施設利用をお断りする。

⑦ トイレの衛生管理

- ・不特定多数が接触する場所(便座、スイッチ、洗浄レバー等)は、**定期的に** 職員または清掃委託業者が**清拭消毒**を行う。
- ・トイレの**蓋を閉めて汚物を流す**ように表示する。
- ・男子小便トイレは、使用者同士の距離が1mとれるよう、一部を使用禁止と し、マスク着用のない人は使用者同士の距離を2mとるよう掲示する。
- ・ハンドドライヤー、共通のタオルの使用は禁止する。

⑧ 休憩スペースのリスク軽減

·休憩スペースは閉鎖とする。

9 喫煙スペースの使用制限

・全館禁煙。

⑩ 清掃・消毒

・他人と共用する物品や複数の人の手が触れる場所を高濃度エタノールや 市販の界面活性剤含有の洗浄剤、漂白剤を用いて、職員または清掃委託業者が 定期的に清拭消毒する。

<高頻度に接触する部位>

各施設にあるトイレ等出入口のドアノブ、手すり、テーブル、椅子の背もたれ、 電気のスイッチ、電話、キーボード、蛇口、競技用備品など。

・鼻水や唾液などが付いた**ゴミ**は、**ビニル袋に密閉**して捨てる。 ゴミを回収する人は**マスク**や**手袋**を着用し、脱いだ後は**石けんで手を洗う**。

① 緊急事態宣言の対象であった区域の在住者に対する利用制限

・5月25日の緊急事態宣言解除の際に**緊急事態宣言の対象であった区域※に** 在住する方の利用を制限する。

※北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県の5都道県

② チェックリストの作成、確認

・感染拡大予防ガイドラインに基づく**チェックリスト**を作成し、**毎日の確認**を 行う。チェックリストは**週に一度**、県へ**提出**する。

【 施設ごとの注意点等 】

① 大体育館 (面積:40m×50m=2,000 m)

- ・1団体につき1回の利用は2時間までとし、同一時間帯での利用は最大100 人までとする。
- ・予約制により同時に多数の人が集まらないようにする。
- ・利用者同士の距離は2m以上を確保しての利用のみ認める。
- ・2階観覧席については、当面使用を禁止する。
- ・施設出入口、1階及び2階の窓、トップライト(天井の換気口)は、常時全開放し、良好な換気状態を保つ。

※トップライト(天井の換気口)のみ、荒天時は閉める。

・利用終了後は、床、使用器具類の消毒・清掃を利用者が都度行い、職員は消毒・ 清掃されていることを確認する。併せて午前1回、午後1回、職員または清掃 委託業者が、床、使用器具類、共用部の消毒を行う。

② 小体育館(35.1m×21m=737 ㎡)

- ・1団体につき1回の利用は2時間までとし、同一時間帯での利用は最大40人までとする。
- ・予約制により同時に多数の人が集まらないようにする。
- ・利用者同士の距離は2m以上を確保しての利用のみ認める。
- ・施設出入口及び全ての窓は常時全開放するとともに、換気扇は常時稼働させ、 良好な換気状態を保つ。

・利用終了後は、床、使用器具類の消毒・清掃を利用者が都度行い、職員は消毒・ 清掃されていることを確認する。併せて午前1回、午後1回、職員または清掃 委託業者が、床、使用器具類、共用部の消毒を行う。

③ 1 階共用更衣室(男子更衣室 12.5m×5m=62 ㎡、女子更衣室 10m×5m=50 ㎡)

- ・ロッカーの利用を制限し、一つおきの利用とし、男子更衣室は90台(縦5列 ×横18列)を45台(縦5列×横9列)、女子更衣室は、70台(縦5列× 横14列)を35台(縦5列×横7列)のみ利用できるようにする。
- ・男子更衣室は、同時に利用できる人数を9人、女子更衣室は、7人に制限する。
- ・更衣室内の全ての窓は常時全開とし、出入口については、更衣時以外は全開放 とし、良好な換気状態を保つ。
- ・シャワールームは、男性5室を3室に、女性4室を2室に利用制限し、全ての 窓は安全性を確保して常時全開放するとともに、換気扇は常時稼働させ、良好 な換気状態を保つ。

④ 柔道場(16.8m×17.9m=301 ㎡)

- ・1団体(個人)につき1回の利用は2時間までとし、同一時間帯での利用は 最大15人までとする。
- ・予約制により同時に多数の人が集まらないようにする。
- ・競技中、他者との接触を禁止する。また、利用者同士の距離は2m以上を確保 する。

- ・施設出入口及び全ての窓は常時全開放し、換気扇は常時稼働させ良好な換気状 態を保つ。
- ・利用終了後は、床、使用器具類の消毒・清掃を利用者が都度行い、職員は消毒・ 清掃されていることを確認する。併せて午前1回、午後1回、職員または清掃 委託業者が、床、使用器具類、共用部の消毒を行う。
- ・更衣室(男子更衣室 30 ㎡、女子更衣室 11 ㎡)は、ロッカーの利用を制限し、 一つおきの利用とし、男子更衣室は45台(縦3列×横6列+縦3列×横9列) を24台(縦3列×横3列+縦3列×5列)、女子更衣室は、20台(縦5列 ×横4列)を10台(縦5列×横2列)のみ利用できるようにする。また、同 時に利用できる人数を男子更衣室は5人、女子更衣室は2人に制限する。
- ・更衣室内の全ての窓は常時全開とし、出入口については、更衣時以外は全開放 とし、良好な換気状態を保つ。
- ・男子シャワールームは、2室を1室に制限し、全ての窓は安全性を確保して常時全開放とし、出入口についてはシャワー使用時以外は全開放し、良好な換気状態を保つ。

⑤ 剣道場(16.8m×17.9m=300 ㎡)

- ・1団体(個人) につき1回の利用は2時間までとし、同一時間帯での利用は 最大15人までとする。
- ・予約制により同時に多数の人が集まらないようにする。

- ・競技中、他者との接触を禁止する。また、利用者同士の距離は2m以上を確保する。
- ・施設出入口及び全ての窓は常時全開放し、換気扇は常時稼働させ良好な換気状態を保つ。
- ・利用終了後は、床、使用器具類の消毒・清掃を利用者が都度行い、職員は消毒・ 清掃されていることを確認する。併せて午前1回、午後1回、職員または清掃 委託業者が、床、使用器具類、共用部の消毒を行う。
- ・更衣室 (男子更衣室 25 ㎡、女子更衣室 14 ㎡)では、ロッカーの利用を制限し、 一つおきの利用とし、男子更衣室は56台(縦5列×横4列+縦3列×横12列)を28台(縦5列×横2列+縦3列×横6列)、女子更衣室は、20台(縦5列×横4列)を10台(縦5列×横2列)のみ利用できるようにする。また、 同時に利用できる人数を男子更衣室は6人、女子更衣室は2人に制限する。
- ・シャワールームについては、2室ある男子シャワールームを1室に制限するが、 女子シャワールームは1室のみであるため制限しない。また、男子・女子シャ ワールームともに全ての窓は安全性を確保して常時全開放とし、出入口につい てはシャワー使用時以外は常時全開放し、良好な換気状態を保つ。
- ・更衣室内の窓は常時全開とし、出入口については更衣時以外は全開放し、良好 な換気状態を保つ。
- ⑥ 弓道場(19.9m×6.5m=129 ㎡、半屋外)

- ・1団体(個人)につき1回の利用は2時間までとし、同一時間帯での利用は最大25人までとする。射場を利用できる人数を5人とし、利用者同士の間隔は2m以上を確保する。
- ・団体利用については、予約制により同時に多数の人が集まらないようにする。
- ・施設出入口及びシャッターは常時全開放し、良好な換気状態を保つ。 ※シャッターを閉めた状態での利用はしない。
- ・利用終了後は、床、使用器具類の消毒・清掃を利用者が都度行い、職員は消毒・ 清掃されていることを確認する。併せて午前1回、午後1回、職員または清掃 委託業者が、床、使用器具類、共用部の消毒を行う。

⑦ 会議室(体育館)(9m×5.6m=50 ㎡)

- ・1団体につき1回の利用は2時間までとし、会議等での利用の場合は、最大 10人まで、ダンスなどの運動を伴う利用の場合は、最大3人までとする。
- ・予約制により同時に多数の人が集まらないようにする。
- ・出入口及び窓の2方向について、常時全開放し、良好な換気状態を保つ。
- ・会議等での利用時は、席を一つおき、または長机1脚につき1席(椅子1脚)とする。
- ・ダンスなどの運動を伴う利用時は、利用者同士の距離は2m以上を確保する。
- ・利用終了後は、使用器具類(マイクなど)の消毒・清掃を利用者が都度行う。 なお、ダンスなどの運動を伴う利用の場合は、床を利用者が消毒・清掃する。

また、職員は消毒・清掃されていることを確認する。併せて午前1回、午後1回、職員または清掃委託業者が、床、使用器具、長机、椅子の消毒を行う。

⑧ 屋内プール (25m×15m=375 m²)

- ・1団体(個人)につき1回の利用は2時間までとし、同一時間帯での利用は 最大20人までとする。これを超えた場合は、受付で利用制限を行う。
- ・1 コースあたり最大3人までの利用とし、利用者同士の距離は2 m以上を確保する。
- ・団体利用については、予約制により同時に多数の人が集まらないようにする。
- ・観覧席は全て使用禁止とする。
- ・屋内プールでは、全ての窓を常時全開放し、送排風機を常時稼働させ、良好な 換気状態を保つ。
- ・更衣室(男子更衣室 53 ㎡、女子更衣室 25 ㎡)では、ロッカーの利用を制限し、 一つおきの利用とし、男子更衣室は96台を50台に、女子更衣室は、60台 を30台のみ利用できるようにする。また、同時に利用できる人数を男子・女 子更衣室ともに6人に制限する。また、全ての窓を常時全開放し、換気扇を常 時稼働させ、良好な換気状態を保つ。
- ・シャワールームについては、男子シャワールームは、7室を4室に、女性シャワールームは5室を3室に利用制限する。換気扇は常時稼働させ、また、全ての窓は安全性を確保して常時全開放し、良好な換気状態を保つ。

⑨ 研修室(12.6m×8m=100 m²)

- ・1団体につき1回の利用は2時間までとし、最大30人までの会議等の運動を 伴わない利用に限定する。
- ・予約制により同時に多数の人が集まらないようにする。
- ・出入口及び全ての窓の2方向について、常時全開放し、良好な換気状態を保つ。
- ・会議等での利用時は、席を一つ置き、または長机1脚につき1席(椅子1脚)とする。
- ・利用終了後は、使用器具類(マイクなど)の消毒・清掃を利用者が都度行う。 また、職員は消毒・清掃されていることを確認する。併せて午前1回、午後1 回、職員または清掃委託業者が、床、使用器具、長机、椅子の消毒を行う。

① 会議室 (スポーツ会館) (7.25m×5.7m=41 ㎡)

- ・1団体につき1回の利用は2時間までとし、会議等での利用の場合は、最大 10人まで、ダンスなどの運動を伴う利用の場合は、最大2人までとする。
- ・予約制により同時に多数の人が集まらないようにする。
- ・出入口及び窓の2方向について、常時全開放し、良好な換気状態を保つ。
- ・会議等での利用時は、席を一つ置き、または長机1脚につき1席(椅子1脚)とする。
- ・ダンスなどの運動を伴う利用時は、利用者同士の距離は2m以上を確保する。
- ・利用終了後は、使用器具類(マイクなど)の消毒・清掃を利用者が都度行う。

なお、ダンスなどの運動を伴う利用の場合は、床を利用者が消毒・清掃する。 また、職員は消毒・清掃されていることを確認する。併せて午前1回、午後1 回、職員または清掃委託業者が、床、使用器具、長机、椅子の消毒を行う。